

制定 平成17年3月17日  
松 総 第577号  
改定 平成21年5月14日  
松 総 第64号

## 松山空港エコエアポート協議会規約

### (名 称)

第1条 本協議会は、松山空港エコエアポート協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、空港本体における環境負荷の低減並びに航空機騒音障害を防止・軽減し、空港周辺の土地活用による面的整備及び空港と地域の交流・活性化を推進することにより、空港及び空港周辺地域において環境の保全及び良好な環境の創造を進める空港（以下、「エコエアポート」という。）を実現することを目的とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 周辺環境計画の策定
- (3) 空港環境計画、周辺環境計画に基づく施策の実施
- (4) 空港環境計画、周辺環境計画に基づく施策の達成状況の評価
- (5) エコエアポートを推進するあたって、関係者に対し必要となる教育及び啓発活動
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項の検討

### (組 織)

第4条 協議会は、委員（別表に掲げる者）をもって組織する。

### (会 長)

第5条 協議会に会長を置き、大阪航空局松山空港事務所長をもって充てる。  
2. 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

(協議会)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2. 協議会は、第3条に定めるもののほか、次の事項を審議し決定する。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) 協議会の運営に関する事
- (3) その他重要事項に関する事

3. 協議会の議決は多数決による。

4. 会長が必要があると認めた場合は、委員以外の者を協議会に参加させることができる。

(他の協議会との関係)

第7条 協議会は、松山空港利用者利便向上協議会規約第8条に規程する専門部会とする。

(分科会等の設置)

第8条 協議会の事業を円滑に推進するために、次の分科会を設置する。

- (1) 空港環境分科会
- (2) 周辺環境分科会

2. 分科会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

3. 各分科会に関して必要な事項は、各分科会において別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するために、大阪航空局松山空港事務所総務課に事務局を置く。

2. 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

1. この規約は、平成17年3月17日から施行する。

2. この規程は、平成21年5月14日から施行する。

## エコエアポート協議会委員名簿

機関・事業者名	役職名	空港環境分科会	周辺環境分科会
国土交通省 大阪航空局松山空港事務所	所長	◎	◎
国土交通省 四国地方整備局松山港湾空港整備事務所	所長	◎	
国土交通省 四国運輸局愛媛運輸支局	支局長	◎	
愛媛県 企画情報部	部長		◎
愛媛県 警察航空隊	隊長	◎	
松山市 都市整備部	部長		◎
松山空港ビル株式会社	専務取締役	◎	
(株)日本航空インターナショナル 松山空港所	所長	◎	◎
全日本空輸(株) 松山空港所	所長	◎	◎
アジアナ航空(株) 松山支店	支店長	◎	◎
中国東方航空 松山支店	支店長	◎	◎
伊予鉄道(株)関連事業部	航空課長	◎	
(財) 空港環境整備協会松山事務所	所長	◎	◎
愛媛航空(株)	代表取締役	◎	
藤村石油(株)空港営業所	所長	◎	
(社) 愛媛県バス協会	専務理事	◎	
愛媛県ハイヤータクシー協会松山支部	副支部長	◎	